

# JAPANESE JOURNAL OF COMPARATIVE ECONOMICS

Vol.59, No.1

# 比較経済研究

第59巻第1号

比較  
経済  
研究

第五十九巻  
第一号  
二〇二二年

## Special Topic: COVID-19 x Economic Crisis: A Comparative Economics Approach I

- The Economics of 'the Happy Surveillance State': Industrial Policy, Surveillance Technology, and Cultural Conflict Kai Kajitani ..... 1
- How South Korea and North Korea Coped with a COVID-19 Pandemic: Comparative Analysis of Epidemic Prevention and Damage-minimization Strategies Hak Su Lyu ..... 13

## Research Note

- Historical Recognition and Analytical Methods of System Transformation Tsuneo Morita ..... 23

## Book Review

- Kumiko Haba ed., *Immigrants, Refugees and Minorities: The origin of European Populism* Manabu Shimizu ..... 35
- Hiroaki Hayashi, *Transformation of Russian Society: Focusing on Changes in Social Stratification* Kazuhiko Okada ..... 39

Abstracts ..... 43

Author Guidelines ..... 45

January 2022

## 特集：COVID-19×経済危機：比較経済論的接近 I

- 「幸福な監視国家」の経済学: 産業政策・監視技術・文化対立  
梶谷 懐 ..... 1
- 韓国と北朝鮮は新型コロナウイルスのパンデミックにどう対処したか:  
防疫対策および被害最小化戦略の比較分析  
柳 学洙 ..... 13

## 研究ノート

- 体制転換の歴史認識と分析手法  
盛田 常夫 ..... 23

## 書評

- 羽場久美子編著『移民・難民・マイノリティ：欧州ポピュリズムの根源』  
清水 学 ..... 35
- 林裕明著『ロシア社会の体制転換：階層構造の変化に着目して』  
岡田 和彦 ..... 39

Abstracts ..... 43

学会機関誌投稿・執筆要綱 ..... 45

2022年1月

# 体制転換の歴史認識と分析手法

盛田常夫

要旨：いわゆる「移行経済」研究では、事実分析による裏付けを欠く規範的な命題が、分析の出発命題になっているものが多い。体制転換は歴史的社会変動であり、静態的な市場均衡分析にもとづく規範的アプローチは絶対的な限界をもつ。筆者は事実分析に支えられた体制転換分析を目指して、『体制転換の政治経済社会学』を認めた。本稿は本誌に寄せられた小山洋司氏の書評、ならびに上垣彰氏の書評論文を手掛かりに、体制転換の分析手法を再検討し、事実裏付けられた分析と歴史的認識の重要性を訴えるものである。

[キーワード：体制転換、分析方法論、社会哲学、フェイクモデル、社会主義の理念と現実]

## 1 はじめに

拙著(盛田, 2020)<sup>1)</sup>は20世紀社会主義社会の崩壊を、ハンガリーと周辺中欧諸国の地域に絞って考察したものである。政治経済現象のみならず、社会現象や国際関係にも対象を広げ、さらにハンガリー動乱を導いた戦後東欧社会主義の歴史的総括を目指している。当然のことながら、筆者の哲学や社会観が反映されており、新古典派的な定型命題に依存する「移行経済学」とはまったく異なるアプローチで、20世紀社会主義と戦後東欧社会主義の崩壊の歴史的論理を構築する試みである。可能な限り事実にもとづき、批判に耐える理論構築を目指した。

筆者は自説に固執するものではない。筆者が提起している分析手法や命題・概念はあくまで仮説であり、思索の挑発である。それぞれの専門家諸氏が、筆者が提起した諸仮説を検証することによって、学会の論議が深まることを期待している。

本稿では上垣彰氏の書評論文(上垣, 2021)と小山洋司氏の書評(小山, 2021)で扱われた論点だけでなく、分析方法論や歴史認識など両氏が提起されていない問題についても議論を深め、筆者の考えを明らかにしたい。

## 2 分析方法論

第二次大戦後の経済学は、数学者の経済学分野への転身によって、数理的分析を駆使する数理経済学(新古典派数理経済学)が主流を形成するようになり、経済学領域全般で、個別のアイデアや現象をモデル(普遍)化する試みが広く観察されるようになった。これは経済学をイデオロギーから解放し、いわば物理学のように「科学」化したいという欲求にもとづいている。現代の新古典派主流派経済学の世界では、数学的にモデル化できない議論は科学的な議論として受け入れられない風潮がある。それに伴い、社会経済現象総体を分析対象とする研究(古典派経済学のようなグランドセオリーの構築)が衰退し、部分的現象や個別のアイデアをモデル化する試みが一般的になっている。国民経済の複雑化がグランドセオリーの探求を難しくし、かつ世界の多様な国民経済の事実調査の困難さが、机上のアイデアや部分現象のモデル化に頼る分析を流行させている。

この傾向は「移行経済学」でも顕著であり、民営化戦略論争として始まった「急進改革vs. 漸進改革」論争は、いつの間にか、経済学者の世界では「急進主義か、それとも漸進主義か」の経済哲学の問題になってしまった。このように一般化された議論は無内容である。筆者はこのような議

論が、現実過程の理解に資することはないと考える。この点で、経済学の方法論を議論することが分析の前提条件として必須だと考える。

経済分析の手法は大まかに、演繹（規範）的手法と帰納（事実分析）的手法に分けられる。すでに確固とした地位を築いた主流派経済学は、多くの規範的命題にもとづいて、世界（経済）を分析しようとする。正しいと想定される命題や仮設を定立すれば、あらゆる現象を分析できると考える。しかし、経済学の多くの命題や仮説はきわめて抽象的かつ単純なもので、現実の諸要因（関係）の多くを捨象したものである。したがって、単純化された命題を出発点に具体的現実を捉えようとする手法は、自ら現実理解として限界をもっている。

たとえば、「10の政策規準で発展途上国の経済政策を理解し制御できる」と考えるワシントンコンセンサスなどはその一例である。体制転換過程の腐敗現象をrent-seeking論で分析するのも、先験的命題から現実を分析するという典型的な規範的アプローチである。一種のアナロジーに過ぎない概念（たとえば、「予算制約のソフト化」）をあたかも種々の経済現象を理解するキー概念であるかのように使用するのも、特殊命題を普遍命題として規範化するものである。また、一つの個別商品市場で観察される事象（たとえば、「経路依存」）を規範にして、経済全体を理解しようするのも、一つの特殊事象から普遍的定型を求める規範的アプローチである。事象の多面的な分析にもとづいて仮説を定立するのではなく、一つのアイディアにすぎないアナロジーや、特定の型（パターン）を使って研究室から世界が分析できると考えるのは、研究者が陥りやすい過ちである。

主流派経済学は「確立された」規範的命題を駆使すれば、世界のあらゆる問題を解明できると考える。現実世界の具体的事象を分析するまでもなく、規範的命題を駆使すれば、ワシントンやニューヨーク、あるいはロンドンの国際機関や大学の研究室から世界を分析できると考える。もちろん、政策規準の普遍（一般）化は問題の共通理解を可能にするが、それはあくまで抽象的な理解にとどまるもので、それによって個別事象もすべて

理解できるかのように考えるのは間違いである。

経済学は物理学とは異なる。物理学現象として捉えられる自然現象は世界のどこにおいても標準的な現象を再現できるが、社会経済現象はそうではない。物理学が数理的表現で世界を説明できるように、経済学も簡潔な数理的表現や規範的命題で世界を解明できると考えるのは正しくない。物理学のように、実験室さえあれば分析の場所など問題ではないというのは、主流派経済学者の錯覚である。そのような錯覚に囚われている限り、経済学が現実を分析する有効な社会科学にはなり得ない。

筆者は、「歴史的に変動する社会の解明に、規範的手法は役に立たず、事実の分析にもとづく新たな発見や仮説命題による問題解明だけが現実の分析的解明に役立つ」と考える。歴史的に新しい個別事象を、すでに確立された命題や規範によって理解しようとするのではなく、個別から一般化できるものを探求するのが研究過程の基本でなければならない。

しかし、すべての国や地域のすべての事実を網羅的に把握することはできない。筆者の試みはハンガリーおよびその周辺国に観察できる事実にもとづいて、新たな知見を得ようとするものである。ハンガリーとその周辺国で観察される事実とその分析（個別性あるいは特殊性）が、どれほど一般性あるいは普遍性をもつものか。これこそ、筆者が常に自問している方法論上の課題である。その意味で、上垣論文のタイトルにある「一般性と特殊性」という視点はきわめて重要である。

### 3 社会哲学の必要性

上垣氏は、「体制転換後の政治指導層に、旧体制のエリートが多く、それが機会主義的政策を選択させる原因となることは、他の体制移行国にもあるだろう。ハンガリーは他国と比較して、その度合いが強いのか、弱いのか。本章（そして本書全体）を読むと、ハンガリーにおけるその度合いは、ロシア、ルーマニア、ブルガリアと比較する場合には判断はつきかねるが、ポーランドやチェコ共和国よりは強いと、著者は考えているように思える」<sup>2)</sup>と記している。この点について、筆者の

見解を記しておきたい。

体制転換が暴力的な形で進行したか、あるいは平和的な形で進行したかにかかわらず、すべての体制転換諸国で旧社会の一部のエリート層が、引き続き新しい社会のエリート層を形成している。この点でハンガリーの事例は普遍性をもっていると考えられる。

ロシアあるいは中央アジアの旧ソ連邦共和国のように、旧権力者層が強固に存在している国では、旧権力エリート層（政府・共産党の高級官僚やコムソモール指導者層）による支配が継続し、公的資産の私物化の度合いがきわめて高かった。チェウシェスク体制が崩壊したルーマニアでも、転換後の政治経済は旧体制のエリートたちによって支配されていると考えるが、その正否はそれぞれの専門家の実証分析にもとづくものでなければならない。

他方、チェコスロヴァキアのように、共産党員の公職排除を行い、旧支配層排除を徹底した国でも、現実過程はハンガリーとそれほど変わらないと考える。首相と大統領を歴任したチェコのクラウスやゼマンは旧社会の反体制派経済学者として、体制転換後に重要な政治的ポストを獲得した。確かに、彼らは旧体制で政治的要職になかったが、旧体制のエリートであることに変わりはない。また、共産党員を排除したチェコ共和国では次第にその排除規制が緩んでいったはずである。体制転換過程が進むにつれ、旧社会の権力エリートと反体制エリートとを問わず、互いが入り乱れ、新たな権力取得と経済的利益をめぐって激しい戦いを繰り広げた。すべての国で公的資産の再分配をめぐる激しい争いが繰り広げられた。「旧体制の権力エリートを排除したから、公的資産の再分配過程がクリーンであった」という国はない。

チェコ共和国大統領ゼマンは旧体制時代の反体制知識人であるが、現在は親ロシア・親中国である。この点は、やはり反体制活動家で反共産主義反社会主義を唱えるハンガリーのオルバン首相が、独裁国家のロシアと中国に接近しているのと同じである。体制転換の一時期を除けば、次第にイデオロギーのウエイトが小さくなり、現実的利益が優先される。筆者はこの面で、ハンガリー

とチェコに有意な差はないと考える。つまり、体制転換の暴力性（平和性）や旧体制における体制－反体制の立場に関係なく、旧体制のエリートが新体制でもエリート的な地位に就いていると考える。それは人類の社会史に観察できるあらゆる社会変動と同じである。

また、仙谷学氏（仙谷、2021年）の指摘、「ポーランドの支配政党『法と正義』とハンガリーの支配政党 FIDESZ は政治的に共通するところが多いが、経済政策に関しては（中略）方向性が全く異なる」とする記述を受けて、上垣氏はポーランドがネオリベラルな経済政策から落ちこぼれた層にアピールしているのにたいし、2010年以降の FIDESZ は「ネオリベラル的な政策と一定の親和性のある政策をとっている」と指摘する。しかし、この「方向性が全く異なる」という仙谷氏の分析は事実認識として正しくない。

ハンガリーの政権政党 FIDESZ の経済社会政策はまさに「施し政策」そのものである。2013年に導入した電気ガス料金の10%を削減させる公定料金制度は公共料金削減政策（*rezsicsökkentés*）と呼ばれ、毎月の請求書には、この政策導入以降に節約できた金額が明記されている。政府の慈悲政策によって、毎月、国民がどれだけ得をしているかを宣伝する政策である。13ヶ月目の年金ボーナス支給や年金プレミアム支給も、同じく施し政策である。コロナ禍で苦しむ国民の銀行債務返済を長期間猶予する政策も、社会党政権時代の外貨ローン政策容認で困窮した国民を救うという政策の延長線上にある慈悲的政策である。これらの政策は、皆、「社会党政権時代のネオリベラル政策によって困窮した人々を救う」という FIDESZ の基本政策の実践であり、ポーランドの「法と正義」の政策と瓜二つである。

非常に興味深いことに、ポーランドやハンガリーのように、反社会主義を唱える政党が権力を握った中欧諸国で、旧社会主義時代と変わらぬ「政府からの施し」政策が幅を利かせている。旧体制の権力者を排除したはずなのに、旧体制に特徴的だった社会的統治規範（*give but obey*）が、新しい体制でも受け継がれている。この現象をどのように分析し、理解できるだろうか。

筆者は、「社会変革（社会の崩壊－再生）の過

程で死滅するのは社会を構成する人間そのものではなく、時代の社会関係とそこにおける社会的役割（機能）である」と主張している。人々は社会的関係を変え、自らの役割を変えながら、変動する社会を生き抜いていく。ここに生物学的死とは異なる人間社会の死がある。死滅するのは人間そのものではなく、社会的関係と役割（機能）である。

そして、この分析が正しければ、まさに「社会的死の特質から、旧社会の規範や倫理が新社会でもかなり長期にわたって生き続ける」という重要な命題が導かれる。同じ人々が新しい社会を構成している限り、旧体制の権力エリートであれ反体制のエリートであれ、古い社会規範や倫理を持ち続ける。だから、古い規範や倫理は新しい社会においても長期に渡って生き続ける。政治体制が変わった程度では既存の社会的規範や倫理が大きく変わることはない。新しい社会的規範や倫理の獲得には長い歴史的時間を要する。

このような社会哲学的分析にもとづけば、「すべての体制転換諸国において、旧体制エリートが役割を変えながら生き延びていく」が、その現象形態は「当該社会の文明度によって異なる」という結論が導かれる。「give and take原理にもとづく新しい市民的社会規範が、give but obey原理にもとづく古い社会的規範を凌駕するためには、真つ当な市場経済の高度の発展が不可欠である」という主張もまた、筆者が定立している仮説命題である。

#### 4 体制転換過程の腐敗をどう捉えるか

上垣氏はハンガリーのエリート層が体制転換後も重要なポストに就いたという「改革の不徹底」が、社会に微温的な雰囲気醸成し、腐敗を蔓延させたという理解に立っておられるようだ。そして、この不徹底さがハンガリーの特殊性だと認識されている。この点は特殊性と一般性の具体的事例になるので、少し詳しく記述したい。

移行経済学は体制転換過程における公的資産の略奪や詐取などの腐敗現象を「レント」や「道徳律」などの既成概念から理解しようとする。これらも既知の概念で体制転換過程の腐敗現象を

理解しようとするものである。現代史でも稀に見る大規模な公的資産の略奪現象は、なによりも事実にもとづいて解明されるべきもので、観念的に想定される「腐敗」<sup>3)</sup>を敷衍して理解できるものではない。rent-seeking論は新古典派の市場均衡論にもとづき、超過利潤の各種形態が腐敗の源泉になっているという観念的な理解である。筆者は以下の諸点においてこれらのアプローチを批判している。

第一に、市場均衡分析から導かれる規範的命題にもとづいて、体制転換における腐敗現象を理解しようとするのは、方法論として誤っている。歴史的変動過程における新たな現象は、まず事実にもとづいて分析することから出発しなければならない。確かに、規範的アプローチをとれば、腐敗の現実を知らなくても、大学の研究室で汚職を分類することは可能である。しかし、それでは観念論の域をでない。

第二に、体制転換過程におけるさまざまな資産略奪現象は、転換の進行過程に応じて、異なる形態で現象している。この社会経済現象を事実にもとづいて分析しなければ、体制転換に固有な腐敗現象を理解することはできない。ただ、現場から離れている研究者は規範的手法に頼ることを余儀なくされる。したがって、研究者は規範的手法がもつ限界を自覚することが重要である。

第三に、「旧体制の権力エリートが体制転換後も権力的地位に就いたことが腐敗を蔓延させた」という理解は正しくない。この点は前節でも詳述したように、体制転換が創出したカオスは旧体制の権力エリートのみならず、あらゆる知恵者に公的資産を安価に分配する機会を創出した。そして、旧体制の権力エリートと反体制エリートとを問わず、新たに権力に就いた者やインサイダー情報を得ることができた者が、公的資産再分配の「漁夫の利」を得るチャンスを得た。

第四に、筆者は体制転換初期における腐敗現象を「資本の原始的蓄積過程」と規定している。国家・党資産が旧体制の権力エリートや諜報機関の幹部、カオスの中で錬金術を編みだした知恵者によって略奪された。これは事実上、「国家・党資産の再分配」であり、獲得された資産は新たな事業出発の元手となった。公的資産の再分配こそ

が、すべての国で進行した国家・党資産略奪競争の本質であり、腐敗現象の第一段階である。このような公的資産の再分配を規制する法制度や社会倫理は存在しなかった。これは「歴史的犯罪」であっても、それぞれの国で罰せられる性格のものではなかった。

第五に、転換初期の公的資産の粗野で暴力的な略奪が社会的批判を浴びて以降、腐敗の源泉が変化した。あからさまな略奪が消えた後は、公的資産詐取の源泉は経営コンプライアンスがきわめて低い公共企業体（電気・ガス・石油・公共交通）に移った。この種の腐敗もすべての体制転換国で一般的に見られる現象である。初期の粗野な略奪を第一段階とすると、これは体制転換における腐敗現象の第二段階である<sup>4)</sup>。

第六に、企業資産の詐取という背任行為が厳しく監視されるようになり、公共事業体のコンプライアンスが強化されるに伴い、詐取の対象が変化した。各種公的補助金（中東欧ではEU補助金を含む）の詐取が、腐敗の主要な源泉になった。これが体制転換における腐敗現象の第三段階である。

このように見れば、転換過程に即して腐敗を分析するのではなく、「汚職の規範命題」にもとづいて体制転換の腐敗を分類するのは、現実と理論を転倒させる方法論的誤謬と言わざるを得ない。

社会主義社会には市民社会の社会的規範や倫理は存在しなかった。体制転換によって、一夜にして、新しい社会的規範や倫理が生まれるわけではない。「旧体制の権力エリートは社会的倫理意識が低く、反体制エリートのそれは高い」ことはない。旧社会でも新社会でも同じ人間が生き続けるのだから、反体制エリートだけが特別に高い倫理性を保持していることはない。実際のところ、旧社会で生まれた規範や倫理を超える規範・倫理の創出が、体制転換の現実的課題になることはなかった。旧社会で育まれることがなかった高度な市民社会の規範や倫理の形成は、市場経済発展をベースとした市民社会の形成に依存している。市民社会の成熟度が高まらない限り、新しい社会的規範や倫理が創出され定着することはない。だから、体制転換から30年を経過しても、旧体制の反体制派だったハンガリーのFIDESZ政治家が腐敗まみれになっていることに驚きはない。それは何

もハンガリーに特殊な現象ではなく、体制転換諸国に普遍的に観察される事実である。

このように、体制転換過程における腐敗現象の分析では、rent-seeking論のような規範的命題から出発するのではなく、歴史的現実過程の分析から、事実に裏打ちされた新たな命題を定立しなければならない。歴史的事実の分析から出発する研究姿勢が要求される。

## 5 急進的改革 vs. 漸進的改革

1990年代半ば、民営化戦略における急進的な改革と漸進的な改革が議論され、国際機関のエコノミストが総じてチェコ型のクーポン（ヴァウチャー）による急進的民営化を賛美し、外資の流入を待つハンガリーを「漸進主義による民営化」と批判した時期がある。これが急進的改革と漸進的改革をめぐる議論の主テーマであった。この問題は世紀の変わり目に決着が付き、民営化戦略における急進対漸進という対比に意味がないことが明々白々となった。

しかし、上垣氏は「(筆者の) この議論は一般に行われている『急進的改革か漸進的改革か』という論争とややずれている。(中略) (ハンガリー政府が漸進主義と批判されたのは) 大胆なマクロ安定化のために緊縮財政・金融政策を取るという『ビッグバン』政策を実施しなかったからだ<sup>5)</sup>」と記している。移行経済学をテーマとしている多くの経済学者が上垣氏の理解を共有していると考えられるので、この議論をめぐる誤解について、やや詳しく説明したい。

確かに、マクロ政策の急進性－漸進性を問う議論は体制転換初期のポーランドのマクロ経済政策をめぐる存在した。しかし、そこで議論されたのはポーランドに固有の一過性の政策であり、体制転換(移行)の戦略にかかわる議論ではない。中欧諸国における体制転換の出発条件の違いが、ショック療法の採用・不採用を決めた。

体制転換直後の国民経済崩壊度は国や地域によって大きく異なる。ポーランドでは旧体制時代から消費財の極度の不足による社会混乱が続いており、体制転換は国民経済の崩壊を招いた。ポーランドのみならず、ユーゴスラヴィアを構成する諸国やソ連邦共和国は旧体制の崩壊によって

ハイパーインフレに見舞われた。このために、ポーランドでは、戦後直後の日本に導入されたドッジ・ライン（経済安定9原則）と同様な財政金融引き締め政策が実行された。これは体制移行の戦略ではなく、国民経済の混乱を静める緊急政策である。

当時、ポーランドの緊急政策はショック療法と呼ばれたが、ショック療法に対して「漸進療法」が存在したわけではない。チェコスロヴァキアやハンガリーではハイパーインフレが起きず、ショック療法を必要としなかった。「ショック療法を採用しなかった」ことを「漸進療法を選択した」と考えるのは、歴史認識として誤りである。体制転換プロセスに即した正確な歴史認識が必要である。

これにたいして、民営化をめぐる戦略はすべての体制転換諸国を巻き込む、国際的な議論になった。チェコスロヴァキアで導入された大規模なクーポン民営化は、所有転換のデッドロックに乗り上げたすべての体制転換諸国を救う「奇跡的」な戦略だと考えられ、IMFやEBRDの専門家グループがこぞってクーポン（ヴァウチャー）民営化の採用を体制転換諸国に推奨し助言した。他方で、この方式を採用しなかったただ一つの国ハンガリーは、「臆病な漸進主義」と批判された。これが体制転換（移行）戦略をめぐる議論である。

一過性のマクロ政策と民営化戦略を一緒くたにして議論するのではなく、歴史過程に即して、それぞれの政策を明確に区別して議論すべきである。しかも、これらの政策課題はたんなる政策実行速度の問題であろうはずがない。

ところが、急進的改革vs. 漸進的改革の議論は、時空を超えて、「共産主義崩壊20周年に当たる2009年から2010年の2年にかけて、顕著な盛り上がりを見せた」<sup>6)</sup>。主流派経済学では、当初の議論の含意とは離れて、いつの間にか一般的な経済政策・経済哲学問題として、「急進主義対漸進主義」が議論されるようになった。そういう議論があっても構わないが、具体的内容を伴わない急進主義対漸進主義の対比は無内容である。「政策実行の速さ」だけを規準にした比較分析を、現実問題に演繹的に適用するのは方法論として間違っている。筆者がフェイクモデルと規定するのは、この

誤った手法で現実を理解しようとする分析態度である。上垣氏が論拠にされている西欧の経済学者の主張は、次元が異なる議論を混同しているだけでなく、正確な歴史認識に立脚していない。現代経済学者の多くが陥りがちな致命的な誤りである。

岩崎氏は近著で、『急進主義対漸進主義』という分析的枠組みは、学術論争の『仕掛け』としては、興味深い論点を醸し出す実に有効な手段でありながら、中東欧・旧ソ連諸国が直面した現実の諸困難への処方箋としては、あまりに非力だった<sup>7)</sup>と記している。少し解りづらい叙述だが、「ショック療法であれ民営化戦略であれ、急進主義対漸進主義の議論は有効な議論ではなかった」と約言できる。体制転換初期の段階（1994年）で、筆者はポーランドのショック療法をめぐる議論について、「体制転換課題を単純化するもの」と批判している<sup>8)</sup>。

## 6 製造業と金融業の外資依存関係

上垣氏は体制転換諸国における外資依存について、新しい論点を提供している。筆者は主として製造業における外資依存の状況を「借物経済」という視点から分析し、他方で非製造業（金融）への投資については製造業への投資との性格の違いを明らかにしている。これにたいして、上垣氏は、製造業における外資依存率が高いハンガリーで金融業の外資依存率が低く、他方で製造業の外資依存率が低い国で金融業の外資依存率が高いという事実を指摘している。

この点は筆者も、近著<sup>9)</sup>において、中欧3国（ハンガリー、チェコ、ポーランド）の直接投資残高の産業別構成を示し、その差異がどこから来ているのかを説明している。とりわけ、製造業の外資依存率が高いチェコは金融業の外資依存率も高い理由を説明しているが、上垣氏が指摘した、「体制転換諸国全般に見られる製造業と金融業の外資依存が相反している」現象については分析していない。この点について、筆者の見解を記したい。

明らかに、製造業の直接投資は西欧市場に隣接する諸国に集中しており、西欧市場から離れた諸国の製造業の外資依存率は相対的に低い。その理

由は説明を要しないだろう。したがって、スロヴァキアを含めた中欧4国以外の体制転換諸国の製造業の外資依存率が低いことに驚きはしない。

他方、ハンガリーとスロヴェニアを除くほとんどの体制転換諸国の金融業で、外国金融資本への依存率（ほぼ80%以上）が高いことはどのように説明できるだろうか。これは社会主義時代の銀行業のコンプライアンスの低さに根本原因がある。社会主義時代には金融規律はないに等しいものだった。融資は政治的に決められ、返済困難な借入金は事実上、国家補助金になってきた。こうした社会制度的背景から、体制転換初期には経営規律が欠如する銀行資産が略奪対象になった。改革のスピードに関係なく、すべての体制転換諸国で国立銀行から分離独立した商業銀行資産が略奪の対象になった。銀行資産略奪（意図的な債務返済不履行）によって、商業銀行は巨額の不良債権を抱えることになった。クーポン民営化は不良債権問題を解決することはなかった。これはクーポン民営化を採用したすべての体制転換諸国に観察できる普遍的な現象である。世紀の転換点になってようやく巨額の不良債権を抱える銀行が外国銀行に売却され、金融部門の近代化と再編成が始まったのである。

さて、ハンガリーとチェコとの差異だが、これは「漸進主義vs. 急進主義」の議論から見ても興味深い。ハンガリーは世紀の変わり目までに銀行の外資への売却を終えていたが、チェコを含めた他の体制転換諸国の銀行の外資への売却は始まったばかりだった。皮肉なことに、チェコの金融業はクーポン民営化という「急進主義を標榜する回り道」を辿ったために銀行経営の近代化と銀行業の再編成が遅れ、他方で金融業への外資導入を進めたハンガリーは外資への売却を早々と終えてしまった。つまり、クーポン民営化という「急進主義」を取ったはずのチェコは外資への売却が遅れ、漸進主義のハンガリーの後塵を拝することになったのである。この事例からも分かるように、急進か漸進かという単純な「政策速度を競う」議論は複雑な現実を捉えることができない。

ハンガリーではリーマンショック以降、不良債権を抱えた外資系銀行が撤退し始めた。2010年に政権に就いたFIDESZ政権は国内商業銀行の再編

に乗り出し、撤退する外資系銀行の持ち分を買い取った。この部分的再国有化によって、ハンガリーの外資系銀行のウエイトが低下し始めた。また、スロヴェニアにおける外資系金融業のウエイトが低いのは、政府が金融業への外資規制をおこなっているか、外国金融機関がスロヴェニア市場にビジネス上のメリットを見いだしていないか、あるいはその両方が作用した結果だと考えられる<sup>10</sup>。

上垣氏が指摘するような、「製造業の外資比率が低い国で金融業の外資比率は高い」という事実は、何を意味しているだろうか。筆者は二つの事象に、特別な因果関係があるとは考えない。

一つは、製造業の投資に魅力のないマーケットでも、金融後進国だった旧社会主義国は低収益に悩む西側の金融機関にとって、西側市場以上の収益を上げることができるニッチな市場だった。

二つは、金融後進国の金融機関の買収はビジネスとして魅力があった。巨額の不良債権を抱える旧社会主義国の商業銀行を買い叩くことは難しくない。さらに、インフレが続く体制転換諸国では、かなりの利ざやを稼ぐことができる。リスクをはるかに超える収益が期待できた。

三つは、製造業の直接投資と異なり、金融業への投資リスクが小さいことである。金融業への投資では固定設備への投資や資産管理のウエイトが小さく、お金の出し入れで事業ができる。もちろん、一定の設備投資は必要だが、製造業の投資に比べれば僅かなものだ。また、製造業に比べて、金融業の撤退ははるかに容易である。

このように、製造業の外資比率が低い国でも金融業の外資比率が高いのは、投資のハードルが低く、かつ投資収益を得られるからである。いずれにしても、製造業と金融業とを問わず、体制転換諸国がおしなべて外資に依存している実態が存在する。このことは筆者がこれらの国民経済を「借物（借景）経済」と形容していることの正しさを証明している。

## 7 特殊性と一般性

上垣氏は、「改革先進国であったはずのハンガリーがなぜ西欧諸国が眉を顰めるような政策を



とるようになってしまったのか」という問題意識をもって拙著を読み解いたという。

筆者自身について言えば、そのような感傷的な思いを抱いて執筆していない。「20世紀社会主義をどのように総括するか」が、執筆の最大の動機である。ハンガリーと周辺諸国にたいする筆者の知見を最大限に駆使し、そこから得られる命題がどれほどの普遍性をもつか。これが拙著の中で問いつけた問題である。

このテーマを展開するにあたって、「中欧という特定地域の分析から得られる命題が、はたしてどこまで普遍的な命題となるのだろうか」という方法論上の問題を議論しなければならない。したがって、ここでも再び、「特殊から一般」あるいは「個別（具体）から全体（抽象）」という方法論上の議論が必要になる。これこそ、上垣氏が書評論文の表題として掲げたものである。上垣氏は方法論上の議論を展開していないが、ここで筆者の見解を補足しておきたい。

すべての科学研究の出発点は具体的事実の分析である。「言わずもがな」と思う人もいるだろうが、実際の学問研究ではその基本が忘れられることが多い。社会科学はそれぞれの現場で事実を集め、それを分析することなく、有効な成果を得ることができない。しかし、多くの経済学者は命題やモデルの現実反映性を問うことなく、「普遍的と思われる」命題やアイデアに着想を得て、新たな命題やモデルを作ることができないかを考える。このようなモデルで前提される「事実」は研究者の頭の中で「加工された事実（表象）」であり、現実の一部を切り取り主観的に抽象化された「仮想的現実」である。自然科学研究における「事象（事実）」はすべての研究者にとって普遍的だが、経済理論で扱われる「事実」は「(研究者によって)加工された主観的仮想的事実」であることが多い。現実の一部を切り取り、「主観的に加工された事実」にもとづいて定立された命題やモデルによって、当該問題が解明されたかのように1人歩きする。筆者はこの種のモデル分析が現実問題の解明に資することはないと考える。

一つの具体的事象を分析する場合、その事象がどのように現象しているのかを分析しなければならない。その因果関係が分析できれば、そこか

ら得られた結論や命題の適用性の限界が明らかになる。因果関係が明瞭な場合には適用可能性の判定は容易だが、因果関係が不明な場合には結論や命題を普遍的なものとして主張することを控えなければならない。

筆者はハンガリー社会や周辺の諸国の研究で知り得た知見をもとにいくつかの命題を定立しているが、そのすべてが他の中東欧諸国あるいはロシア等に適用できるとは考えていない。特殊性が特殊のままにとどまるものと、特殊が普遍性を帯びるものとを区別することが必要である。その前提はあくまで、それぞれの体制転換国における具体的事実の分析である。

モデルや一般命題に定式化できない事実はたんなるケーススタディに終わる。研究者はケーススタディから、可能な限り、一般性のある命題やモデルを構築したいと思うだろう。自らが事実分析に携われない場合には、他人の命題やモデルに頼る以外に方法がない。しかし、既存の命題や理論的規範がどれほどの普遍性をもつものか、その厳密な検討を怠ってはならない。

## 8 難民・移民問題を考える

上垣氏が指摘するように、筆者はハンガリーの偏狭な民族主義的政策と国境管理・難民移民政策を同一視するのは間違いだと主張している。興味深いことに、日本でハンガリー政府の難民・移民政策に肯定的評価を与えると、政権政党のFIDESZ支持あるいは移民強硬論者のオルバン支持だとみなされる。専門的な学会においても、このようなナイーブな見解に出会う。現場から遠く離れ、現実問題を肌で感じることはない人々は、人道主義的な理想にもとづく対応が無条件で正しいと考えるようだ。

難民・移民を無条件に受け入れて、「イスラム教文化とキリスト教文化が混在する多様な社会を構築することが、ヨーロッパ統合の理想の姿である」という議論は、すでに混合社会化した旧植民地宗主国で支持されても、EU諸国の多数の支持を受けた議論ではない。遠い将来のことは分らないが、現在のところ、ハンガリーのみならず、体制転換諸国は総じて、このような混合社会の到

来が欧州統合の姿だとは考えていない。したがって、混合社会を拒否するのはハンガリー的な特殊性であり、その議論を支持することはオルバン政権を支持することになると考えるのは、あまりにナイーブだと言わざるをえない。

いま一つ重要な論点は、上垣氏の指摘とは異なり、難民・移民の流入に伴う社会的不安を肌で感じているのはハンガリー人ではなくドイツ人であることだ。難民・移民の流入はあったが、ハンガリーはドイツへの通過国になっただけで、ハンガリー人がこれを社会生活の問題として直に肌で感じる機会はほとんどなかった。難民・移民が社会問題として先鋭化したのはドイツである。この点の認識が日本の知識人に欠けている。

ドイツの難民・移民の受入窓口となったバイエルン州では、大量の異邦人の流入が地域社会に大きな問題を惹き起こした。小さな村や町には住民人口を超える難民・移民が流入し、通りのあちこちで日中から難民・移民の男性が屯（たむろ）する光景が見られるようになり、地域社会の雰囲気が一変した。難民・移民を受け入れていない地域や州は建前だけを唱えていれば良いが、難民・移民を一手に引き受けている地域の住民にはたまったものではない。この現実問題の解決を長引かせたことが、与党CDUや連立する左派政党への支持を急減させた。人道主義の建前だけを掲げる政党や政治家が批判を受けたのは当然のことである。

筆者が注意を喚起したのは、人道主義的な理想主義を唱えるだけでは現実問題を解決できず、住民の支持を得られないことである。難民と移民を峻別し、それぞれの対応を明確にすることが必要である。国境管理の厳重化、難民の地位条件の明瞭化、居住地域の分散、労働住居の確保、社会的同化条件、各種条件違反の場合の強制送還措置等々を明確にして、それを厳しく実行することが政策的規準になるべきである。これが筆者のメッセージであり、EU加盟国の多数もこの原則に立ち戻りつつある。

一つだけ付言すれば、ハンガリー政府の政策が西側のEU諸国の反発を受けているのは、国境管理政策がナショナリズム的なポピュリズムにもとづいていると認識されているからである。筆者は

ハンガリー政府の二つの政策が補完関係にあることを否定しないが、国境管理や難民・移民認定の厳格化は基本的にポピュリズム政策とは区別されるものであり、それを一緒にくたにして批判するのは間違っている。EU諸国の多くがそのような認識をもつようになっていると考える。

## 9 シェーマやパターンを求める誤謬

2021年比較経済体制学会全国大会（リモート開催）の特別分科会「中東欧の経済発展戦略とドイツ」で報告された小山洋司氏は、フランスの経済学者の分析にもとづいて、中欧諸国とドイツを中心とする西欧諸国の間で、1990年代に委託貿易が始まり、それがやがて直接投資に代替されるようになったと報告している。フランスの経済学者はシェーマティックな分析を好むが、中欧の体制転換分析でも、「委託貿易から直接投資へ」というシェーマを描いている<sup>11)</sup>。

筆者が知る限り、体制転換間もない時期に、崩壊寸前の工業企業のいくつかは、部品や半加工製品の受託製造を行っていたことは事実だが、それが工業分野の主要な形態になることはなかった。フランスの経済学者はドイツと中欧諸国の貿易関係に、アメリカとメキシコの関係を読み取ったようだが、現実はいくつかの工業企業が余剰人員と広大な工場敷地を活用するために、西側諸国の小規模な下請け仕事を請け負っていたにすぎない。受託加工が国民経済を支える主要な経済活動になったことはない。技術水準が大きく異なる国での委託加工は中途半端で小規模なものに留まらざるを得ず、直接投資が活性化するにつれて消滅していった。散発的に数年程度しか存続しなかった委託加工貿易を、「委託加工貿易から直接投資へ」とシェーマ化するのは無理がある。現場から遠く離れた研究者が、アメリカとメキシコの関係に注目して、その関係を中欧にも発見しようとした試みに過ぎない。そういう生産活動があったことは事実だが、体制転換過程全体から見れば一つのエピソードを越えるものではない。

この事例はアメリカとメキシコ関係を、ドイツと中欧諸国への関係に適用できると錯覚したものとして興味深い。類推や想定は具体的事実

もとづいて検証されなければならない。因果関係が解明できなければ、シェーマは表象的印象を超えるものではない。経済学者が陥りやすい陥穽である。

## 10 社会主義の理念と現実体制

小山洋司氏は書評（小山，2021）において、いくつかの疑問を呈しておられる。

スロヴェニアについての小山氏の疑問は既述した。小山氏のもう一つの疑問は、社会主義の思想や成果に関連している。確かに拙著ではこの点の考察を行っていないが、社会主義思想の誕生や変遷は社会思想家に任せたい。

筆者は社会主義思想と現実の社会主義体制を区別しており、現実体制が崩壊しても、社会主義思想は生き続けていると考える。筆者が対象としたのは、あくまで社会主義の現実体制である。20世紀の社会主義社会は社会主義が掲げる理想を実現する道を探ったが、資本主義国とされる西欧諸国においても、社会保障制度の確立が模索されてきた。

皮肉なことに、西欧諸国の社会保障制度は旧社会主義国よりはるかに高い水準に到達した。とくに社会保障の根幹である医療や年金制度の東西格差は否めない。この東西格差の原因は、国民経済の発展水準にある。国民経済を発展させる術を失った社会主義国では、健康保険の皆保険制度は維持されていたが（党幹部用の専門病院はすべての社会主義国で存在した）<sup>12)</sup>、高い水準の医療サービスを提供することができなかった。経済的基盤が弱い社会主義国の医療機関の設備やサービスは、西欧諸国のそれと比べようもないほど貧弱だっただけでなく、限りなく退化していった。年金額も低く、細々と生きていく糧が与えられるだけだった。唯一西側諸国と競うことができたのは、労働休暇制度である。物質的な保障は貧弱だが、自由時間を西側並みに与えることで国民の不満の爆発が抑えられていた。つまり、旧社会主義国の社会保障制度は、「貧困の分配」を超えるものではなかった。コルナイが「未熟児として生まれた福祉国家」と名付けた状況がこれである。

資本主義世界が停滞していれば、低位停滞社会の社会主義国もそれなりに存続し続けただろう。閉じた世界の中で、最低限の生活水準でも生きていくことに不安がない社会だった。現在でも、外の世界の影響を遮断して生き延びている北朝鮮のような国が存在する。限りない退化を続ける国でも、鎖国が続く限り、50年でも70年でも、骨と皮だけになっても、存続し続けることができる。ただし、多大な人的犠牲を払って。

旧社会主義国が社会主義の理念の実現を成しえず、西欧諸国が社会主義国を凌駕する社会保障制度を構築できた事実を正しく評価しなければならない。共産党独裁による社会主義社会の成立は、啓蒙君主制を色濃く受け継ぐものであった。封建制を纏った20世紀社会主義は、市場経済をベースとした社会民主主義社会を凌駕することができなかった。筆者はこの歴史事実を総括することが重要だと考えている。

## 11 結びに代えて

ここまで小山洋司氏と上垣彰氏によって提起された諸問題や論点を手掛かりに、体制転換についての筆者の認識を記してきた。体制転換の分析手法や歴史理解については、ここで取り上げた問題以外にも、多くの議論すべき論点が存在する。体制転換30年を経過した時点で、比較経済体制学会として、体制転換分析の問題の整理が必要だと考える。本論がそうした議論の活性化に寄与できること願っている。

(Tateyama R&D Europe)

## 注

- 1) 拙著の英訳は、2021年6月に発刊された（Morita, 2021）
- 2) 上垣（2021）p. 53.
- 3) 鈴木拓・溝端佐登史「第6講 混迷する社会と汚職：倫理破綻の要因と影響を探る」（岩崎編著，2018，pp. 215-245）のように、体制転換過程における種々の腐敗現象を「汚職」と表現するのは適切ではない。汚職は公的な職種における背任行為（贈収賄）であり、腐敗行為の一種である。腐敗の実態にもとづいて腐敗を分類整理することが、この問題を研究するための出発点でなければならない。また、体制転換過程で観察される腐敗現象を社会的倫理の崩壊と捉えるのも誤りである。そもそも旧

体制には市民社会的な倫理や規範が存在していなかった。したがって、「倫理の崩壊」という議論は成り立たない。

4) ロシアやチェコのクーボン（ヴァウチャー）民営化では、この第二段階と第一段階が混在しており、明瞭な形で二段階に分けることができるか否かは当該国の専門研究者の研究に委ねたい。

5) 上垣（2021）p. 50.

6) 岩崎編著（2018）p. 70頁を参照のこと。

7) 岩崎「第3章 移行経済論4つの教訓」（池本編著，2021，p. 94）。

8) 盛田（1994）pp. 135-137. 筆者のこの議論はポーランドのショック療法をめぐる評価であり、国際機関における民営化戦略をめぐる「急進主義vs. 漸進主義」の議論はこれ以降に展開された。

9) 盛田「第1章 体制転換の分析視角と課題」（池本編著，2021，pp. 11-14）

10) 小山洋司氏は、拙著の書評（小山，2021）において、「国庫経済」という規定はスロヴェニアには当てはまらないと疑念を呈しておられる。これは筆者が答えるより、スロヴェニアの専門家が分析して答えるべき問題だと考える。外資のプレゼンスが小さい理由のみならず、そもそも「ユーゴスラヴィア解体後のスロヴェニアがどのような国民経済として再建されたのか」は興味深いテーマであり、専門家諸氏の見解を知りたい。

11) 小山氏の指摘はたとえば、以下の文献にもとづく。Bourdier-Bensebaa, Fabienne and H. Brezinski (2001), *La sous-traitance de façonnage entre l'Allemagne et les pays est-europeens*, *Revue d'études comparatives Est-Ouest*, 2001, Vol. 32, No.2, pp. 35-50. <https://www.researchgate.net/>

publication/272466420. 筆者はフランス語を解せないのので、原論文に当たることはできなかった。

12) 男女の社会的平等の実現も社会主義社会が実現を目指した大きな目標の一つで、女性の社会的地位向上の成果をもたらした。しかし、ハンガリー共産党（ハンガリー勤労者党，ハンガリー社会主義労働者党）の44年間の統治の間に68名の政治局員が任命されたが、女性の政治局員は3名のみで、書記局員に任命された女性幹部はいない。

## 参考文献

- 池本修一編著（2021）『体制転換における国家と市場の相克』日本評論社。
- 岩崎一郎編著（2018）『比較経済論講義－移行経済学研究の体系的レビューとメタ分析』日本評論社。
- 上垣彰（2021）「ハンガリー体制転換の一般性と特殊性：盛田常夫氏の近著によせて」『世界経済評論』（国際貿易投資研究所）2021年9・10月号，pp. 48-55。
- 小山洋司（2021）「書評 盛田常夫著『体制転換の政治経済社会学：中・東欧30年の社会変動を解明する』」『比較経済研究』第58巻，第1号，pp. 49-53。
- 仙谷学氏（2021）『中東欧の政治』東京大学出版会。
- 盛田常夫（1994）『体制転換の経済学』新世社。
- 盛田常夫（2020）『体制転換の政治経済社会学－中・東欧30年の社会変動を解明する』日本評論社。
- Morita, T. (2021) *Political Economy and the Sociology of System Transformation – Thirty Years of Social Change in Central Europe*, Budapest: Balassi Kiadó.